

○公正取引委員会規則第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び公正取引委員会
が所管する関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、公正取引委員会の所管する法令
に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の
書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及
び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一
部改正）

第一条 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(定義) 第二条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 電子署名 次に掲げるものをいう。 イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二 「略」 （電子情報処理組織による申請等） 第四条 「略」 〔2・3 略〕 4 行政機関等が指定するところにより識別符号及び暗証符号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号を電子計算機から入力しなければならぬ。 5 「略」 （電子情報処理組織による処分通知等） 第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分
改正前	(定義) 第二条 「同上」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 「加える」 「加える」 「加える」 二 「同上」 （電子情報処理組織による申請等） 第四条 「同上」 〔2・3 同上〕 4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている第一項の規定による申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。 5 「同上」 （電子情報処理組織による処分通知等） 第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分

通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならぬ。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

〔2〕4 略〕

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証番号の入力

〔二・三 略〕

（電磁的記録による作成等）

第九条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2

行政機関等が、公正取引委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならぬ。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

〔2〕4 同上〕

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

〔二・三 同上〕

（電磁的記録による作成等）

第九条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の九の規定により、同法第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条の規定による送達事項を記載した書面の作成及び提出に代える場合は当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法に限るものとする。

〔項を加える。〕

(氏名等を明らかにする措置) 第十条 「略」 2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 3 「略」	(氏名等を明らかにする措置) 第十条 「同上」 2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 3 「同上」
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部改正)

第二条 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則(平成十五年公正取引委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条 法第三条第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 「略」 二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 「2・3 略」	第二条 法第三条第二項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 「同上」 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 「2・3 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。